



清瀬市職員の勤務時間中の喫煙が禁止になりました！

Thank You!



(職員用喫煙所、市役所前駐車場奥)

清瀬市職員課の英断に感謝です！

2018.4.1から清瀬市役所職員喫煙所で、勤務時間中の喫煙が禁止となりました。ただし、職員課と健康推進課に問い合わせたところ、3か月の施行であり、この間強度のストレスのある職員については、喫煙を

認めるという条件付きでした。なお強度のストレスのある職員についてリストを作り治療支援や相談にのる等の対応はしないということでした。これについて市長への手紙にて、以下の申し入れを行いました。①3か月の施行期間が終わっても、この事業の継続をお願いします。②職員課へ勤務時間中喫煙をしなければならぬ程のストレスのある方のリスト提示をご要望ください。③健康推進課へ、このような強度のスト

レスのある方には健康指導や治療の指導をするようご指示ください。④この取組を機に、労働生産性の向上、健康満足度の向上、医療コストの低減、企業(市役所)の価値の向上を図るべく、「健康マネジメント(健康経営)」を考えてください。

市長からの回答

現在は受動喫煙の防止、職員の健康管理の観点から勤務時間中の喫煙禁止を試行期間として実施し、7月から本実施を考えております。

なお、今回の試行期間は、現在喫煙をしている職員がスムーズに勤務時間中に禁煙に移行できるようにするための緩和策と捉えておりますので、強いてリスト化は考えておりません。

こうした取り組みを含めて、職員の健康管理等に今後も引き続き努めていきたいと考えております。

市役所敷地内喫煙者数調査

2017年6月から清瀬市役所を訪問した際、職員用喫煙所と市民用喫煙所を観察してきました。2018年3月までの結果は以下の通りです(図、表)。職員の喫煙は午前中に多く、午後1時台がもっとも少ないのですが、終業時間へ向けて増えていきます。

2018年4月以降は、まだ5回しか観察していませんが、喫煙している職員はいませんでした(裏面: We are watching 参照)。本会は健康な“まちづくり”の推進を目的に活動し、新庁舎の敷地内禁煙も要望しています。その資料とするためにも職員と市民の喫煙者数の調査は今後も継続していきたいと考えています。

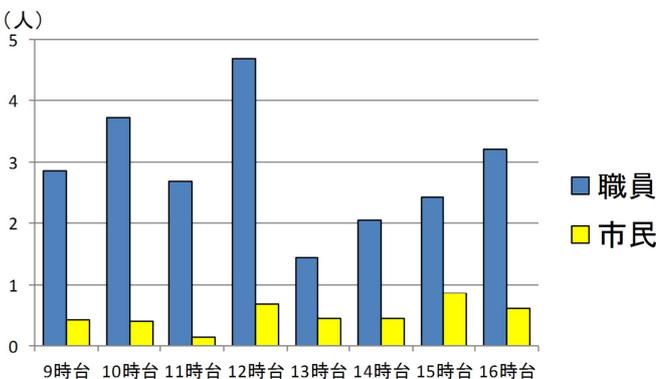


表. 職員・市民喫煙所利用人数 (観察時点の平均同時喫煙者数)

| 時間帯 | 職員用喫煙所 | | | 市民用喫煙所 | | |
|--------|--------|-----|------|--------|-----|------|
| | 総人数 | 観察回 | 平均人数 | 総人数 | 観察回 | 平均人数 |
| 9時台 | 20 | 7 | 2.9 | 3 | 7 | 0.4 |
| 10時台 | 26 | 7 | 3.7 | 2 | 5 | 0.4 |
| 11時台 | 40 | 15 | 2.7 | 2 | 15 | 0.1 |
| 12時台 | 28 | 6 | 4.7 | 4 | 6 | 0.7 |
| 13時台 | 13 | 9 | 1.4 | 4 | 9 | 0.4 |
| 14時台 | 37 | 18 | 2.1 | 8 | 18 | 0.4 |
| 15時台 | 17 | 7 | 2.4 | 6 | 7 | 0.9 |
| 16時台 | 16 | 5 | 3.2 | 3 | 5 | 0.6 |
| 計 | 197 | 74 | 2.7 | 32 | 72 | 0.4 |
| 再掲:勤務中 | 169 | 68 | 2.5 | - | - | - |

観察期間: 職員(2017.6.6~2018.3.28)、市民(2017.6.30~2018.3.28)

※ 観察・記録中、明らかに喫煙所に向かう/戻る人の数も含む

図. 職員・市民喫煙所利用人数 (観察時点の平均同時喫煙者数) (観察・記録中、明らかに喫煙所に向かう/戻る人の数も含む)

観察期間: 職員(2017.6.6~2018.3.28)、市民(2017.6.30~2018.3.28)

市民からの意見 5人（要約）

(1) ①屋内・屋外を問わず、敷地内を全面禁煙に。
 ②市民用喫煙所は、予定場所のすぐ上2階に保育室があり、吸排気口から出る可能性のある副流煙で乳幼児等に与える悪影響を考慮すると容認できない。屋上に予定されている職員用喫煙所は、「清瀬みつばちプロジェクト」を屋上で継続していくのであれば「副流煙まみれのはちみつ」との風評を生み出す可能性が高く、容認できない。③喫煙を主目的に訪問する市民はいないと考えられるので、訪問中の喫煙を控えて貰えばよいだけ。④権利というのは無制限に認められるものではなく、喫煙という権利行使が生み出す副流煙が非喫煙者の健康や生命等に大きな影響を与えることが科学的に明らかな現状においては、健康増進法第25条（受動喫煙の防止）の趣旨に照らして、公共施設としての市役所敷地内（屋内・屋外）は喫煙する権利を完全に制限することが妥当。⑤なお、分煙では受動喫煙の被害を完全に防止できないのは常識である現状を考えれば、分煙により受動喫煙の防止を図るのは全く有効ではないことを認識すべき。⑥副流煙が20mから30mの範囲で空中に拡散することも留意すべき。

(2) ①子ども連れで市役所に行くこともあるため、敷地内禁煙にしてほしい。②敷地内に喫煙ブースを設けるなら密閉式の建物で煙がもれない構造に。

(3) ①「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」が制定され、上野動物園でも敷地内禁煙に。健康を重視する世の潮流を真摯に受け止め、敷地内完全禁煙を。②喫煙ブースを造っても、ドアの開閉や喫煙者にまとわりつく煙と臭いを遮断できない。また喫煙者のすべてが喫煙所内部で整然と喫煙するとは限らない。③しかしながら全面禁煙が極めて困難である場合は、厚労省局長通知が定める「分煙効果判定基準策定検討会報告書」を順守して。喫煙所について、議会で市担当者から日本たばこ産業(JT)に相談するとの発言があったが、JTのロビー活動を清瀬市が公然と認めることになるのでJTではなく第3者に相談を。JTからの吸殻入れの寄贈も受けないでほしい。④市役所に入る店舗でタバコの販売はしないでほしい。

(4) 敷地内全面禁煙を。理由：喫煙は昔から百害あって一利なしと言われている。タバコに含まれる有害物質が喫煙者ばかりでなく、副流煙を吸わされている人にも害があるという研究結果に疑問を挟む余地がない。喫煙者の権利を保障しなければならないという議

員もいるようだが、権利は本人が得をすることに対しての言葉。タバコはCOPD・肺がん等を発生させる原因であるばかりか、あらゆる疾患のリスクを高める。将来タバコ関連の疾患にかかる医療費はタバコ税を上回る。市役所は公共の施設であり、乳幼児・高齢者なども訪れる施設なので、市民が生涯にわたって健康な生活を送れるよう敷地内全面禁煙に。

(5) 新庁舎建設は絶対に敷地内禁煙に。①なぜなら市長さんは昔から医療の村であった清瀬市を医療で世界遺産へと頑張っている。②現実からいって医療都市として世界に誇れる清瀬市にするなら、これから建設する新庁舎内及び敷地内は禁煙にしなければならない。③新庁舎を日本、東京都、清瀬市の医療モデルへ。④また教育現場や様々な場所で喫煙場所を減少させることで、これからの児童の受動喫煙者も減少し、清瀬市から医療費を削減することも可能。⑤悪影響は身体以外にもある。タバコの煙、臭い、空気の汚れ、不快感、庁舎の壁等の変色・べた付き（市民の税金でつくる新庁舎を長持ちさせるべき）。⑥環境面からも敷地内の廻りには植樹（桜・コブシ等）し、CO2を削減し、日陰で夏の気温をさげる等の環境にも配慮を。

市役所からの回答

受動喫煙による健康被害を防ぎ、誰とっても快適な公共空間を提供するため、東京都受動喫煙防止ガイドライン及び東京都受動喫煙防止条例（仮称）、東京都子どもを受動喫煙から守る条例に基づき、新庁舎は屋内禁煙とする計画です。なお、東京都受動喫煙坊条例（仮称）は、現在未制定の状況であるため、今後の制定状況に従い、適切に対応をしていきたいと思っております。

また、敷地内全面禁煙とした場合、喫煙者は敷地外で喫煙することが予想されるため、庁舎敷地周辺の喫煙を抑制するためにも屋外に喫煙ブースの設置は必要と考えます。喫煙ブースについては、喫煙場所があることを明示した上で、来庁者の動線や新庁舎建物から隔離した場所に設置し、厚生労働省の分煙効果判定基準委配慮した空気清浄寒気設備を備えることを全手に、聞き取り事業者にヒアリングを行いながら検討を勧めます。職員については、来庁者が立ち寄らない屋上回での喫煙場の設置を予定していますが、決められた時間内での喫煙を推奨するなど勤務時間中の喫煙のあり方を含めた対応を検討します。

1階に計画している店舗ブースでのたばこの販売については、いただいた意見等を参考に今後の出店参加条件を検討します。

We are watching!



清瀬市役所勤務時間中の喫煙者数

職員：延べ 0人/6回（平均 0人）

市民：延べ 3人/6回（平均0.5人）

（観察期間：2018/4/18～5/9）

寄付のお願い

当会は、会費と寄付で「ストップ歩行喫煙」プレート、厚労省の受動喫煙防止ロゴを使ったストラップ・ぶんぶんごま・オセロゲーム等を作って市民や子ども支援団体に提供しています。

郵便振替：00130-7-388023 市民の健康を守る会
 ゆうちょ銀行：(当座) 店019 口座0388023

